平成２２年（フ）第５号
富山県中新川郡上市町広野815番地３
債務者　清水　三男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪健一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５５号
新潟県妙高市大字関川721番地２
債務者　坂本　　武
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　秀幸
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２１８号
名古屋市天白区原３丁目507番地
債務者　山本　浩嗣
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡島　　章
4　破産債権の届出期間　平成22年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
福井市問屋町３―114　田中ハイツ101号、住民票上の住所福井県大野市花房第13号23番地
債務者　風林　和則
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
福井市問屋町３―114　田中ハイツ101号、住民票上の住所福井県大野市伏石第16号25番地
債務者　風林　範昭
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　英右
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
山口市大内御堀3848番地56
債務者　田村はるみ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松崎　孝一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
仙台市宮城野区福住町18番地の16　かねなか荘103
債務者　高松　祐一
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　祐子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182番地521
債務者　中嶋　久美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　富人
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月８日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０号
鳥取県八頭郡八頭町横田148番地
債務者　下田　　勇
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月８日午後２時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６５号
北海道上川郡東神楽町東一線２号回生苑、住民票上の住所北海道旭川市神楽５条８丁目１番４号クリスタルコーポ102号
債務者　岡島　　寿
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１号
愛知県丹羽郡大口町下小口７丁目61番地１　ピュアーレワン106号
債務者　浪崎　裕一
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５号
福井県敦賀市公文名18号22番地の１
債務者　伊藤　昌浩
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第６号
福井県敦賀市公文名18号22番地の１
債務者　伊藤　晃子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１０号
滋賀県犬上郡多賀町大字久徳396番地
債務者　中居　義孝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３６１号
兵庫県尼崎市潮江１丁目15番３―607号
債務者　鍋島ユカリ
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部